

令和7年度第8回「政策会議」概要報告

開催日 令和7年7月8日（火）

午前 9時から

午前10時30分終了

1 市長指示事項

7月4日（金）から参議院議員通常選挙期日前投票が始まり、多くの市民の方が来庁されていますので、丁寧なご対応をお願いします。

7月10日（木）に大学で講義をする機会をいただきました。大学生へ所沢市の魅力をアピールしてきます。今回のことに限らず様々な年代の方に所沢市を選んでいただけるよう、私自身が直接お話をする機会があれば、秘書室にご連絡ください。

風水害の多い時期になりましたので、昨年と同様に災害への対応をお願いします。

最後に、角川武蔵野ミュージアムの池上彰館長と面会をした際に、市と一緒に連携して事業ができればとのお話をいただきました。とても発信力のある方ですので、各部署におきまして連携できるものがありましたら、積極的な提案をお願いします。

2 副市長指示事項

なし

3 市長・副市長予定

【不在日】（令和7年7月22日まで）

市長：予定なし

副市長：予定なし

【週休日等における公務日】（令和7年7月8日まで）

市長：7月12日（土）、13日（日）、19日（土）、
20日（日）

副市長：予定なし

※予定については、出退表示で確認、または秘書室にお問い合わせください。

4 発議・報告事項

詳細は「発議・報告書」のとおり

5 その他

㊦ 「所沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 こども未来部 を定める条例制定」のパブリックコメントを実施します

児童福祉法の改正により、乳児等通園支援事業における設備及び運営に関する基準を定める条例の制定が必要となりました。

これに伴い、市民に意見を求めるためパブリックコメント手続きを実施します。

1 意見の募集期間

令和7年8月1日（金）から9月1日（月）まで

2 意見を提出できる方

市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所または事業所を有する
個人・法人・団体、本案の利害関係者

3 条例（素案）の公表方法

市HPに掲載するほか、こども政策課、市政情報センター、
各まちづくりセンターで閲覧・配付

4 意見の提出方法

直接持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請

㊧ 保健所設置に係る検討状況を報告します

健康推進部

令和12年4月開所に向け、保健所設置基本計画の策定や測量・地質調査を進めています。

【計画策定にかかる直近の協議・説明予定】

7月11日（金）保健所設置専門部会（課長級）

7月15日（火）中核市移行推進委員会（次長級）

7月22日（火）調整会議（PFI導入検討会）

7月29日（火）保健所設置検討委員会（附属機関）

8月 1日（金）議会説明

なお、庁内への素案内容照会は7月15日（火）以降に発信予定です。ご協力をお願いします。

㊦ リチウム蓄電池等が含まれる家電製品の取り扱いに 環境クリーン部
ついてご注意ください

令和7年7月8日（火）から、モバイルバッテリーを航空機内に持ち込む際には、収納棚に入れずに常に状態が確認できる場所で行うことが求められます。

また、令和8年4月から、資源有効利用促進法に基づく再資源化製品の対象品目として、現行の充電式蓄電池に加えて、モバイルバッテリーと携帯電話、加熱式たばこ機器が追加されるとの報道がありました。

※次回の政策会議は、7月22日（火）午前9時から開催します。

※資料の提出は、発議は7月14日（月）午後3時まで、報告は7月17日（金）午後3時までをお願いします。

政策會議
発議・報告書

発議 報告

総務部長

所管名 総務部職員課

連絡先 04-2998-9048

件名 所沢市人材育成・確保基本方針（素案）の審議をお願いします

要
旨

令和7年2月10日（月）政策会議にて報告したとおり、庁内検討委員会での検討を経て、本市の人材育成・確保に関する方向性を包括的に定める人材マネジメントのガイドラインとして「所沢市人材育成・確保基本方針」（素案）を作成しましたので、協議をお願いします。

今後、政策会議での議論を踏まえ、全庁への意見照会を行います。意見がありましたら、7月23日（水）までに、意見書を職員課へ御提出ください。

【所沢市人材育成・確保基本方針の概要】**<現状と課題>**

生産年齢人口が減少する中、地方公共団体を取り巻く社会情勢の変化により、複雑・多様化する行政課題に対応するため、戦略的に人材育成・確保に取り組む必要がある。

<基本的な考え方>

職員にわかりやすい基本方針とするため、求められる職員像を明示した。具体的な行動目標として「所沢市行政経営のための職員行動ガイドライン」を内包し、位置付けた。

求められる職員像

**市民の幸せのために働き、市民に信頼される
公務のプロフェッショナル**

<取組・推進体制>

- ・専門性が求められる職員の育成についても記載した
- ・各職員、管理・監督者、人事担当部門の役割を明示した
- ・基本方針の達成状況を測るための評価指標を設定した

【今後のスケジュール】

庁内意見を反映したのち、令和7年9月に起案・策定予定

非公表区分 一部非公表 非公表 ()

発議 報告

財務部長

所管名 財務部市民税課

連絡先 04-2998-9064

件名 個人住民税課税事務に関する特定個人情報保護評価書（全項目評価書）素案に係るパブリックコメントを実施します

要旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づいて行う「特定個人情報保護評価」については、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、評価を再実施することとされております。

税系システムについては、個人住民税申告の電子化に伴いマイナポータル申請管理からの申告データの受信が可能になりますが、これが特定個人情報ファイルに対する重要な変更該当するため、評価を再実施します。

再実施に当たり、「個人住民税課税事務に関する特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」について、記載内容を見直した素案を作成しました。

各部等でご意見がある場合は、7月18日（金）までに市民税課へご連絡ください。

その後、市民等にご意見を伺うため、右記のとおりパブリックコメント手続を実施します。

- 1 意見の募集期間
令和7年8月1日（金）から9月1日（月）まで
- 2 意見を提出できる方
市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所または事業所を有する個人・法人・団体、本案の利害関係者
- 3 計画（素案）の公表方法
市HPに掲載するほか、市民税課、 市政情報センター、各まちづくりセンターで閲覧・配付
- 4 意見の提出方法
直接持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請

非公表区分 一部非公表 非公表 （)

発議 報告

市民部長

所管名 市民部防犯交通安全課

連絡先 04-2998-9140

件名 「夏の交通事故防止運動」を実施します

広く市民の皆様に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、夏の解放感から起こる交通事故の防止を目的に実施します。

1 重点目標

(県下統一重点目標)

- ・自転車乗車時のヘルメット着用促進と交通ルールの遵守
- ・子どもと高齢者の交通事故防止
- ・飲酒運転の根絶
(所沢市の重点目標)
- ・夜間の交通事故防止

2 実施期間

令和7年7月15日(火)から7月24日(木)まで

3 実施内容

広報車による広報活動や店舗等での啓発活動を行います。

運動期間中	「街頭広報の日」
7月15日(火)	「夜間の交通事故防止」 外
7月18日(金)	「交通事故死ゼロを目指す日」 外
7月24日(木)	「自転車乗車時のヘルメット着用促進と交通ルールの遵守」

4 実施機関

所沢警察署・所沢市交通安全推進協議会・所沢交通安全協会・所沢市

非公表区分

 一部非公表 非公表 ()

発議 報告

健康推進部長

所管名 健康推進部健康管理課

連絡先 04-2991-1811

件名 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施等に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）素案に係るパブリックコメントを実施します

要旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づいて行う「特定個人情報保護評価」については、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、評価を再実施することとされております。

健康管理システムについては、現行システムから標準準拠システムへの全面的な入れ替えが予定されており、これが重要な変更にあたるため、評価を再実施します。

再実施にあたり、「予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施等に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」について、記載内容を見直した素案を作成しました。

各部等でご意見がある場合は、7月18日（金）までに健康管理課へご連絡ください。

その後、市民等にご意見を伺うため、右記のとおりパブリックコメント手続を実施します。

- 1 意見の募集期間
令和7年8月1日（金）から9月1日（月）まで
- 2 意見を提出できる方
市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所または事業所を有する個人・法人・団体、本案の利害関係者
- 3 計画（素案）の公表方法
市HPに掲載するほか、保健センター、市政情報センター、各まちづくりセンターで閲覧・配付
- 4 意見の提出方法
直接持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請

非公表区分 一部非公表 非公表 ()

所管名 教育総務部文化財保護課

連絡先 04-2991-0308

件名 所沢市指定文化財3件を新たに指定しました

要旨

令和7年6月20日付で新指定した文化財は、いずれも西新井町の鈴木家に伝わる資料です。鈴木家は通称「鈴源」と呼ばれ、下新井村・松井村時代から地域の中核的な役割を果たした名家です。

①「鈴木家（鈴源）の所沢飛行場と近代を語る資料」

◆種別：有形文化財/歴史資料

◆員数：8, 847点

◆内容：所沢飛行場開設に関する記録や手紙のやり取り、書画類などが含まれる資料群

②「鈴木家（鈴源）の生業と社会生活を語る民具」

◆種別：有形民俗文化財

◆員数：848点

◆内容：折々の行事や儀礼、信仰、地域社会での役割、所沢飛行場との関わり等を示す資料であり、特に、これまで市域において確認されていなかった生絹生産を示唆する資料が含まれるなど、本市の近代の歩みを今に伝える貴重な民具

③「石川文松筆 琴棋書画図襖絵」

◆種別：有形文化財/絵画

◆員数：4枚

◆内容：石川文松は青梅生まれですが、三ヶ島村などで活動していた所沢ゆかりの画家であり、技量の高い作品として貴重

①「鈴木家（鈴源）の所沢飛行場と近代を語る資料」の一部⇒



今回の指定により所沢市指定文化財は計96件となります。

非公表区分 一部非公表 非公表 ()